

# 下田市行事カレンダー (10月18日～11月16日)

各課 問合せ先	(健): 市民保健課健康づくり係 ☎22217	(国): 市民保健課国保年金係 ☎23922
	(市): 市民保健課市民係 ☎22215	(観): 観光交流課 ☎23913
	(産): 産業振興課 ☎23914	(防): 防災安全課 ☎364145
	(福): 福祉事務所 ☎22216	(企): 企画課 ☎22212
	(建): 建設課 ☎22219	(学): 学校教育課 ☎23929
	(図): 市立図書館 ☎20352	(選): 選挙管理委員会 ☎22211
(生): 生涯学習課 ☎235055		

この情報は10月18日現在のものです、今後変更される場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
<b>10月の納税 納期は10月31日(木)</b> 市・県民税 3期 国民健康保険税 6期 後期高齢者医療保険料 3期 介護保険料 4期 「納税は便利な口座振替で」「口座振替は残高確認を!」					10/18	19
20 これは! (福)	21	22	23 市民相談 (市)	24	25	26
27	28 事故相談 (防)	29	30 人権相談 (福)	31	11/1 広報11月号発行 (企)	2
3 文化の日	4 振替休日	5	6	7 年金相談 (国)	8	9 これは! (福)
10	11	12 2歳・2歳半児 健康相談 (健)	13 法律相談 (市) 市民相談 (市)	14	15	16



## こんなところで有利な 国民年金 社会保険料控除について

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和6年1月から令和6年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和6年中に納付し

た国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類が必要となります。

**11月上旬に社会保険料控除証明書が届きます**

令和6年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書又は領収証書を添付してください。(令和6年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。そのためにも、保険料は納め忘れないようしっかりと納めましょう。

**問合せ先**  
三島年金事務所お客様相談室  
☎055-973-1166